

(一社) 大垣法人会ホームページバナー広告掲載の取扱について

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人大垣法人会（以下「本会」という。）が運営するホームページへの会員企業バナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の範囲)

第2条 バナー広告の範囲は、バナー広告のデザイン、広告内容、リンク先ホームページとする。

(バナー広告の掲載場所)

第3条 バナー広告の掲載場所は、本会ホームページのトップページとし、本会が指定した位置とする。

(募集対象)

第4条 バナー広告の掲載は、本会の会員に限定して行うものとする。

(バナー広告の掲載期間)

第5条 バナー広告の掲載期間（以下「掲載期間」という。）は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年単位とする。

2. 途中申込みの場合は、掲載開始月から3月31日までとする。
3. 掲載期間には、維持管理や障害対応等のためのホームページ公開停止期間を含むものとする。

(バナー広告掲載の申込み)

第6条 本会のホームページにバナー広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、バナー広告掲載申込書（以下「申込書」という。）にバナー広告データを添付して、本会の事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

(バナー広告掲載の取扱業者)

第7条 本件に関する一切の業務は、本会の指名するバナー広告取扱業者（以下「指定取扱業者」という。）に委託する。

2. 指定取扱業者は、本会の定める規約等を遵守し、職務を忠実に履行する責務を負う。

(バナー広告の掲載)

第8条 事務局は、前条の申込書等の提出を受けた場合は、バナー広告データを指定取扱業者に依頼して本会ホームページの該当するバナー広告欄に掲載する。

2. 事務局は、バナー広告の掲載が完了した申込者（以下「広告主」という。）に掲載開始の連絡をする。

（バナー広告の規格）

第9条 掲載するバナー広告の規格は、その掲載位置と大きさとで2種類とし、上段に掲載するバナーサイズ大、及び下段に掲載するバナーサイズ小のどちらか一方を選択する。それぞれの掲載規格（1枠）は次のとおりとする。

(1)バナーサイズ大/上段

- ① 縦 196 ピクセル
- ② 横 70 ピクセル
- ③ 容量 20 キロバイト以内
- ④ データ形式 G I F、J P E G、又は P N G 形式（但し、アニメーションは不可）

(2)バナーサイズ小/下段

- ① 縦 140 ピクセル
- ② 横 50 ピクセル
- ③ 容量 20 キロバイト以内
- ④ データ形式 G I F、J P E G、又は P N G 形式（但し、アニメーションは不可）

（バナー広告の掲載料金及び支払方法）

第10条 バナー広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、バナー広告の規格により異なり、第9条の(1)バナーサイズ大/上段は、1枠当たり年額 24,000 円（消費税及び地方税を含む）、(2)バナーサイズ小/下段は、1枠当たり年額 12,000 円（消費税及び地方税を含む）とする。

2. 年度の途中でバナー広告を開始する場合は、月割価格にて計算する。(1)バナーサイズ大/上段は、月額 2,000 円（税込）、(2)バナーサイズ小/下段は、月額 1,000 円（税込）とする。

但し、月の途中から掲載の場合は、翌月から年度末までとする。

3. 掲載料金の支払方法は一括前納を原則とし、事務局が指定する方法により期日までに、年額又は月割価格にて計算した年度末までの掲載料金を一括して納入するものとする。

4. 振込手数料は申込者が負担する。

5. 納入された掲載料金は原則返還しないものとするが、本会の瑕疵又は事由に起因する場合はこの限りではない。但し、返還する掲載料金には利子を付さない。

6. 機器等の保守、障害対応及び天災・事変等非常事態に起因する事由によりホームページの運営を一時停止する場合は、納入済みの掲載料金は返還しない。

（掲載の拒否・停止・削除）

第11条 バナー広告は、本会ホームページのイメージを損なうことのないような社会的信用度の高い内容である必要があり、以下に該当する場合には、掲載を拒否、停止又は削除をする。

- (1) 著作物を許可なく使用し掲載するなど、法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) わいせつ等の公序良俗に反する情報を掲載しているもの
- (3) 政治・宗教・社会問題に対する主義主張を内容とするもの
- (4) 第三者を誹謗中傷するもの、不利益や不快の念をもたらしもの又は個人情報を含むもの
- (5) 犯罪行為及びそれに結びつく内容を掲載しているもの
- (6) 提出されたリンク先ホームページアドレスが、広告主又はその関連会社ではないもの
- (7) その他、本会が掲載不適切と判断する場合は、事務局より広告主に対し広告内容等の変更を求めることができる。

(非対象の事業者)

第 12 条 以下に定める事業者の広告は掲載しない。なお、広告掲載中においてこれらに該当すると判明した場合も同様とする。

- (1) 民事再生法及び会社更生法による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (2) 本会の年会費又は掲載料金が期日までに未納の事業者
- (3) 広告主が本会を退会した場合や、その所在や連絡先が不明の場合

(バナー広告の掲載継続)

第 13 条 掲載期間が終了する 1 ヶ月前までに、広告主から事務局に何らかの意思表示がない場合は、更に 1 年間これを延長する。

2. 申込者が多数で掲載継続が難しい場合は、事務局から広告主に、掲載期間終了の 1 ヶ月前までにメールでその旨を連絡する。

(バナー広告内容の変更)

第 14 条 広告主は、当該バナー広告の掲載期間内であってもバナー広告の内容を変更することができ、広告主は、「バナー広告変更・取り下げ申込書」及び「バナー広告データ」を事務局に提出する。

2. 前項の場合には、第 3 条、第 8 条、第 9 条の規定を準用する。

3. バナー広告の変更料金は、掲載期間内で変更 1 回までは無料とし、2 回目以降は、1 枠当たり 2,200 円（消費税及び地方税含む）とする。

(バナー広告の取り下げ)

第 15 条 広告主は、自己の都合により、当該バナー広告の掲載を取り下げることができ、広告主は、「バナー広告変更・取り下げ申込書」を事務局に提出する。

2. 広告掲載開始日以降において、第 1 項により広告の掲載を取り下げられた場合は、納入済みの掲載料金を返還しないものとする。

(庶務)

第 16 条 本件の庶務は、事務局において処理する。

(秘密保持)

第 17 条 事務局は、広告主から提出された申込書の情報を本件業務履行の目的以外には使用しないものとする。

(損害賠償等)

第 18 条 広告主は、広告内容等広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2. 閲覧者が、広告主のホームページを閲覧することにより、ウイルス等の被害を受け場合及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で損害賠償等速やかに対処するものとする。

(補則)

第 19 条 本要領に定めのない事項については、広告主と事務局が協議の上、決定するものとする。

2. 本要領は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。